

山口市地域包括支援センター実施方針

山 県 市

目 次

1. 方針策定の趣旨	P 1
2. 運営上の理念	P 1
(1) 公益性の視点	P 1
(2) 地域性の視点	P 1
(3) 協働性の視点	P 1
3. 地域包括支援センター事業実施方針	P 1
(1) 地域包括ケアシステムの構築方針	P 1
(2) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針	P 1
(3) 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針	P 1
(4) 介護予防に係るケアマネジメントの実施方針	P 2
(5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針	P 2
(6) 地域ケア会議の運営方針	P 2
(7) 市との連携方針	P 2
(8) 公正性・中立性確保のための方針	P 2
4. 包括的支援事業推進の方針	P 2
(1) 共通事項	P 2
(2) 総合相談支援業務	P 3
(3) 権利擁護業務	P 3
(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	P 3
(5) 介護予防ケアマネジメント業務	P 4
(6) 地域ケア会議の推進	P 4
(7) その他の事業	P 4

山縣市地域包括支援センター実施方針

1. 方針策定の趣旨

この「山縣市地域包括支援センター実施方針」は、介護保険法第115条の47の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方、理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的とする。

2. 運営上の理念

センターは、以下の3つの視点に基づいた事業運営を行う。

(1) 公益性の視点

ア. センターは、山縣市（以下「市」という。）の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

イ. センターの運営費用は、山県市民が負担する介護保険料及び国、県、市の公費によって賄われることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

(2) 地域性の視点

ア. センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であり、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

イ. 地域ケア会議等の会議の場を通じて、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 協働性の視点

ア. センターの専門職種が相互に情報を共有し、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支える。

イ. 地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、民生委員等の関係者と連携をとりながら活動する。

3. 地域包括支援センター事業実施方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

センターは、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気に安心して地域で暮らし続けることができる環境を構築するため、「医療、介護、介護予防、住まい、生活支援」を包括的かつ継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に努める。

(2) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域の住民や関係団体、サービス利用者や介護サービス提供事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症の増加など、日々変化する地域の実情や課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針

センターは、地域における多職種連携を進めるため、地域の保健、福祉、医療の専門職、民生委員、ボランティア、自治会などの住民組織その他関係機関と連携を図り高齢者の支援につ

ながるネットワークの構築に努める。

(4) 介護予防に係るケアマネジメントの実施方針

要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目標とした介護予防ケアマネジメントを展開し、自立に資するサービスの利用や、地域における自立した日常生活の支援のための個別計画を作成する。

(5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

高齢者がより元気で安心して暮らせるために、介護支援専門員の相談支援や、定期的な情報交換などにより介護支援専門員が抱える困難事例等への指導・助言を行うとともに、資質向上に向けた勉強会の開催を行う。

(6) 地域ケア会議の運営方針

地域包括ケアシステムを構築するため、センター単位で行う個別地域ケア会議を定期的開催する。また、市が実施する地域ケア会議において、課題抽出や問題提起等を行うなど、地域ケア会議の実施に積極的に関与する。

(7) 市との連携方針

センターの円滑な運営と地域包括ケアの総合的な調整を図るため、市とセンターは定期的に連絡会議を開催し、情報の共有に努め、各センター間の横断的な連携やセンターの資質の向上を図りながら地域包括ケアシステムの構築に努める。

(8) 公正性・中立性確保のための方針

センターは、常に地域社会その他関係機関から信頼を損なうことがないよう、事業の実施に当たり、公正性及び中立性を確保するよう努める。

センター運営協議会において事業評価を行う際、事業報告及び説明等の協力を行うとともに、センター運営協議会において提言を受けた内容を受け止め、適正な事業の実施に努める。

4. 包括的支援事業推進の方針

(1) 共通事項

ア. 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題及び重点目標を設定し、特色ある創意工夫した事業運営に努めるため、事業計画を定める。

イ. 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、関係法令及び山縣市個人情報取扱特記事項を遵守するとともに、利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定め、相談者のプライバシーを確保できるよう配慮する。

ウ. 広報活動

センターを適切に運営し、業務への理解と協力を得るためにパンフレット等を作成し、様々な場所や各機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

エ. 苦情対応

センターへの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応し、記録や情報共有を行うほか、必要に応じて改善策を講じる。

オ. 地域ケア会議の開催

困難事例の解決に向けた支援や、地域課題の発掘、関係者のネットワークの構築のため、センター単位の地域ケア会議を定期的に開催する。

(2) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるために必要となる支援を把握し、地域における適切な・機関・制度・サービスの利用につなげる支援を行うこと。

- ア. 高齢者本人、家族、住民などからの相談に対して電話や面接などによりの確な状況把握を行い、緊急性や専門的な対応の必要性を速やかに判断したうえで、適切な制度、機関・サービスの紹介及び調整等を総合的に行うこと。
- イ. 各種の保健福祉サービス、介護保険サービスの存在及び利用方法等に関する情報の提供並びにその積極的な利用についての啓発を行うこと。
- ウ. 高齢者等の家族等からの相談や民生委員からの連絡を受けた場合、これらの者に対し、訪問等により保健福祉サービスに関する情報提供や助言を行うこと。
- エ. 地域の高齢者やその家族等から情報収集を行い、必要と判断した場合は支援計画を策定し、適切な公的保健福祉サービスの適応の調整を行うこと。
- オ. 福祉用具の紹介や高齢者向け住宅への増改築、改修に関する相談及び助言を行うこと。
- カ. 福祉活動や介護サービス提供機関、民生委員やボランティアなどとも連携を図り、高齢者本人や家族だけではなく、周囲からも要支援者の情報が寄せられる環境整備に努めること。
- キ. 高齢者本人及びその家族に対して、介護サービス等を利用する際の適正な契約手続きや留意点などについて周知及び助言を行うこと。

(3) 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

- ア. 高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度を必要とするケースであれば、親族による申し立てが適切に行われるよう支援すること。なお、申し立てを行える親族がいないときは、速やかに市長に当該高齢者の状況等を報告し、適切な対応をとること。
- イ. 虐待の事例を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、適切な対応をとること。
- ウ. 虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、速やかに市長に当該高齢者の状況等を報告すること。
- エ. 消費者被害を未然に防ぐため、消費生活センターと定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員等に情報提供を行うこと。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護専門員との連携を

はじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防マネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する支援を行うこと。

- ア. 介護支援専門員に対する相談窓口を設置し、日常的業務の実施に関し、ケアプラン作成技術を指導すること。
- イ. 介護支援専門員が抱える困難事例について、関係機関との連携により具体的な支援方針を検討し、指導、助言及び支援を行うこと。
- ウ. 介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定すること。
- エ. 介護サービスに限らず、在宅から施設、施設から病院など利用者が移動しても継続的な支援が行えるように保健、医療、福祉に関わる多職種を交えたネットワークの構築に努めること。
- オ. 介護支援専門員が抱える困難事例に対して、必要に応じ会議などを開催し解決に努めること。

(5) 介護予防ケアマネジメント業務

介護保険法第4条（国民の努力及び義務）の理念に基づき、支援が必要な高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、その心身の状況に応じて対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うこと。

- ア. 要支援者に対して、現在の状態の維持・改善が図れるように利用者や家族と共に目標を定め、自立支援に向けた介護予防プランを作成すること。
- イ. 指定介護予防支援事業者として、業務の一部を指定居宅介護支援事務所に委託する場合は、公正・中立性を確保する観点から、アセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に実施されるよう配慮するとともに、正当な理由なしに特定の事業者には偏らないように配慮すること。

※プランナーはセンターの人員とは別に置くこと。

(6) 地域ケア会議の推進

個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見等を中心に、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、多職種による個別ケースの課題解決へ向けた支援内容を検討することを通じ、地域づくり、社会資源の開発、政策形成へつなげるため、次のことを目的とした地域ケア会議を行うものとする。

- ア. 地域の介護支援専門員への高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- イ. 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- ウ. 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
- エ. 地域づくり、資源開発など、地域の実情に応じて必要と認められる事項

(7) その他の事業

在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業及び生活支援体制整備事業について、市と協力し実施すること。